

第76回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時：令和元年8月19日

開会 午後1時30分

○事務局 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様方には何かとお忙しい中、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私、本日の司会を務めます経済戦略局産業振興課担当係長の宮上と申します。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

本審議会の委員数は9名でございますが、現在8名の出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立してございますことをご報告申しあげます。

本日の審議会は本店立地法に基づき届出がありました店舗面積の増1件、新設案件3件についてご審議をお願いいたします。なお、配付資料についてですが、会議次第、配席図、委員名簿、大阪市意見（案）について、（仮称）デイリーカーナートイズミヤ花園店の新設の届出に対する住民等意見書の概要、住民等意見書に対する設置者の回答の計6種類。加えて、傍聴の方には傍聴の際の注意事項、大規模小売店舗出店のルール及び審議案件に係る届出要約書を配付させていただいております。不足等はございませんでしょうか。

また、A4横のパワーポイントの紙資料は、前に映すものをプリントアウトしたものです。ご参考にお使ください。

傍聴の皆様には先にお配りしております注意事項に従いまして、円滑な審議会の運営にご協力くださいますようお願い申しあげます。携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するなど、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

それでは加藤会長、ご審議の進行をよろしくお願ひいたします。

○加藤会長 お盆明けの大変お忙しいときに、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。それでは早速、審議を進めてまいりたいと思います。

本日ご審議いただきますのは、店舗面積の増1件、新設案件3件でございます。議事の進め方につきましては、次第に従いまして審議案件をお諮りしたいと考えております。

それでは、議事の1の①「（仮称）ヨドバシ梅田一体開発計画」の店舗面積の増に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、「（仮称）ヨドバシ梅田一体開発計画」の店舗面積等の変更についてご説明いたします。

本件は、Osaka Metro 梅田駅から北に30メートルの北区大深町4番8にある商業施設の店舗面積等を変更するとして届出があったものです。

設置者は株式会社ヨドバシホールディングス、小売業者は株式会社ヨドバシカメラ他となっております。主として販売する物品は電化製品、衣料品、雑貨等です。用途地域は商業地域。平成31年1月25日に届出があり、変更予定日は令和元年10月31日となっております。

敷地周辺の状況ですが、まず、店舗南西側から写した写真でございます。

次に、店舗北西角側からの写真でございます。

次に、店舗北東側からの写真でございます。

次に、店舗増築側の北側道路から西に向かったの写真でございます。

同じく、店舗増築側の北側道路から東方向への写真でございます。

次に、西側道路から南方向へ向いた写真でございます。

同じく、西側道路から北方向への写真でございます。

次に、南側道路から東方向への写真でございます。右手にあるものが大阪駅になります。

同じく、南側道路から西方向への写真でございます。

次に、東側道路から北方向への写真です。

同じく、東側道路から南方向へ向かったの写真です。

次に変更事項等についてご説明いたします。

店舗面積について、変更前は合計5万93平方メートル。変更後は、9万747平方メートルとなり、4万654平方メートルの増築となります。

各階の店舗面積の変更前、変更後になります。地下2階は1,506平方メートルから3,989平方メートルとなります。北側の増床部分は地下駐車場となります。

次に、地下1階は5,106平方メートルから1万662平方メートルの増床となります。

1階は4,980平方メートルから8,220平方メートル。

2階は4,701平方メートルから8,792平方メートル。

3階は5,592平方メートルから9,909平方メートル。

4階は5,604平方メートルから9,880平方メートル。

5階は5,651平方メートルから9,812平方メートル。

6階は5,651平方メートルから9,849平方メートル。

7階は5,651平方メートルから9,849平方メートル。

8階は5,651平方メートルから9,781平方メートル。

次に、駐車場収容台数については、変更前は780台、変更後は1,100台で320台増加します。

駐車場における必要駐車台数ですが、指針による算出結果は402台となります。

また、増築前の実績調査結果に基づいて算出した必要台数は1,048台となります。これに対して、届出台数が1,100台となっており、増築前の利用実績からの算出及び指針による必要台数をいずれも満たしております。

次に、駐車場の配置については、各階、次のとおりでございます。

9階が169台、10階が181台から170台、11階が164台、12階が166台、13階が40台となります。

次に、増床部分の地下4階には139台、地下3階に130台、地下2階に122台の増となりまして、各フロアの増減合わせまして780台から320台増え、1,100台となっております。

次に、駐輪場の収容台数ですが、変更前は建物地下1階に360台、1階の原動機付自転車用40台を合わせますと400台でしたが、変更後は建物1階に264台、そのうち原動機付自転車用14台となり、136台の減少となります。

駐輪台数の届出は136台減少になりますが、増築前の利用実績から求めた必要台数と

大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例上必要な必要台数をいずれも満たす結果となっております。

駐輪場の配置はご覧のとおりです。

次に、荷さばき施設の位置及び面積の変更ですが、建物地下2階に荷さばき施設が1, 350平方メートル、変更後は958平方メートルになります。搬出入計画に合わせて392平方メートルの減少となります。荷さばき施設の配置は次のとおりでございます。

次に、開閉店時刻ですが午前6時から翌午前0時までが、24時間に変更となります。

次に、駐車場利用時間帯ですが午前5時30分から翌午前0時30分までが、24時間に変更となります。

次に、駐車場の出入口の数及び位置についてですが、北増床部分北側出入口が追加されまして、出入口が2カ所から4カ所に変更になります。

駐車場の出入口の位置についてはご覧のとおりです。

こちらは、駐車場の出入口周辺の状況ですが、店舗西側の駐車場入口①、出口②及び搬入車両出入口付近の写真です。出入口の前の道路から、左折イン、左折アウトとなっております。

同じくこちらは、駐車場の出入口周辺の状況ですが、店舗北側の駐車場入口③出口④付近の写真です。出入口の前の道路より、左折イン、左折アウトとなっております。

来客の自動車の来退店経路は次のとおりでございます。なお、交通量調査の地点1、2、3、4において、開店後の交差点飽和度は全て基準の0.9を下回っております。

次に、荷さばき可能時間帯ですが、地下2階に増設した部分についても24時間となります。

次に、廃棄物保管施設ですが、変更前は775立方メートルであったものが、92.7立方メートルとなっております。こちらは、実態の保管容器ベースで算定し直したために減少となっております。

廃棄物関係につきましては、指針による廃棄物等の必要保管容量82.1立方メートルに対して、92.7立方メートルと十分な保管容量を確保しています。

廃棄物保管施設の位置については次のとおりになります。

次に、施設の配置事項に関してまとめたものでございます。

続いて、施設の運営方法に関してまとめたものになります。

次に、騒音関係についてですが、騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ご覧のとおりです。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲4方向4地点に、予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はご覧のとおりとなります。

まず、東側の予測地点A。南側の予測地点B。次は西側の予測地点C。そして、北側の予測地点Dとなっております。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果は、環境基準を満たしております。また、各予測地点の夜間10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果も環境基準を満たしております。

また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果ですが、規制基準を満たす結果となっております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成31年2月8日から令和元年6月10日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目において、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙のとおり、市意見案につきまして「意見なし」と取りまとめております。なお、附帯意見としまして、変更後においても対応策の前提として行った調査、予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること、との意見の取りまとめを行っております。

以上でございます。

○加藤会長　ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

○吉川委員　駐車場の交通処理の問題ですが、従前はこの西側の入口、上のほうの駐車場に行くところだけだったんですが、今回北側にも地下の駐車場へ行く入口がつくられています。それこそ実体験ですが、この屋上の駐車場へ行くには8階か9階まで上がらなきゃならない。皆さん地下の駐車場にまずは行くと思うんですけど、北側の入口が「満」表示のときに、「空（くう）」になるのを期待して西側の入口①にまで行かずに、北側の入口③のところに滞留するおそれというのはないのかなというのがちょっと心配です。もしお聞きになっていることがあれば教えてほしいんですけど。

○加藤会長　ありがとうございます。先生の行動パターンからするとそういう人が何人かいらっしゃるのではないかということですね。

○吉川委員　警備員等がつくのでしょうか。

○事務局　今のところ最終回答ではありませんが、警察等からも吉川委員がおっしゃったような形で地下駐車場に集中する懸念はあるだろうということで、警備員の配置や、料金体系に差をつけるなど屋上階のほうに誘導できるようなことが何かできないかというようなお話はあったようです。具体的にどのあたりまで現在詰められているかは、まだ確認できておりませんが、工夫はされるように聞いております。

○吉川委員　わかりました。警察とも協議されているということで、一安心です。ありがとうございます。

○川崎委員　この案件について、阪急のホテルとあわせての開発になっているかと思うのですが、この駐車場は、ホテルを利用される方も含めているということでしょうか。それとも、ホテルはまた別に駐車場をお持ちということでしょうか。1,000室以上の大規模なホテルですので、そのあたりはどうなっているのか教えていただけたらと思います。

○事務局　ホテル分として、99台が附置義務にかかっていると聞いておまして、全体で1,210台のうち1,100台が今回の大店の届出駐車場という位置づけになっております。

○川崎委員　そういう基準があるのですね。

○事務局　基準はどちらも満たしております。

○川崎委員　わかりました。

○佐藤委員　以前、増築側の敷地は平面の駐車場とか駐輪場として利用していたと思うのですが、店舗の設置ではなかったのでしょうか。もし、それが一般向けの公共駐車場だとしたらその需要をどこで受けるのか、気になりましたが、その点はいかがでしょうか。

○事務局　店舗用のプラスアルファで駐車場、駐輪場として活用されていたという形ではなかったかと思います。変更前の台数にそこが入っていたというわけではないので、全体としてはそこがなくなった後の工事期間中も問題なく運営されていて、最終的に1,210台で賄われていくというところでございます。

表で申しあげますと、スライドの28ページにもともと建物の9階から13階までの780台を大店立地法上の駐車場として届け出ておられまして、今回各フロア少し減っておりますけれども、地下2、3、4、5階のフロアに駐車場をつくって1,100台ということですので、平面部分はこの当時から大店立地法上の駐車場としての位置づけにはなっていないかというところでございます。

○佐藤委員　わかりました。

○加藤会長　大店立地法上は渋滞とかを懸念しているのですが、十分な駐車台数を確保することばかり目がいくのですが、実は18年前にこの店舗を設置するときに、かなり多めの駐車台数だったんです。当時の議論としては、多過ぎるんじゃないかと。もともと一体開発ということで、今開発されることを前提にして、その分も含めた形での駐車台数を実は設けたんですね。今回、駐車場を新しく設けてさらに駐車台数を780台から1,100台に増やしていて、十分過ぎるということになると思うんですけれども、逆に、大阪の都心なので、車で来る利便性をそれほど確保する必要があるのかと。むしろ、交通渋滞といいますか、車が市内に入り過ぎるんじゃないかという懸念が当時の議論としてはあったんです。ただ、今回のデータをいろいろ見せていただくと、そういう問題は余りないということでしょうか。

○事務局　実績に近いものになっております。

○加藤会長　実績というか、予想を上回る駐車というか自動車が入ってきてもそれほど問題はなかったということですね。そういうふうと考えてよろしいですか。

○事務局　はい。実績上からも特に問題がなかったというふうに判断させていただいてお

ります。

- 加藤会長 当時は、実際にやってみないとどうなるかわからないということで、むしろできるだけ公共交通を利用するように、というような意見が随分出されたように記憶しています。今回は実績からみると、必ずしもその心配はないということです。
- 柳原委員 ただ、この実績を見ると、利用実績は1,048台となっているので結構、車で来ているな、そんなに大きな余裕はないかなという印象はあります。ここの来店者以外の方、その周辺に来られる方もここの駐車場を使っているのかどうか、ちょっとわかりませんが、意外と駐車台数は利用実績でみるとかなり多めな実績が出ているのかなという気はしています。
- 加藤会長 ほかに。どうぞ。
- 高比良委員 この駐車場の台数ですけれども、これは一般の普通車を対象にしてるんですよね。大型のバスなどはこちらでは確保されていないのでしょうか。
- 事務局 観光バスは北側のところに3台ほど停車できるようになっております。ホテルなどのお客様をおろした後、他に移動されるものと思います。
- 高比良委員 ありがとうございます。関空などから外国からの観光客を乗せてバスが来るのかなとか思いましたので、お聞きしたんですけれども、そちらのほうは基本、駐車というよりも停車というか、そういう形でということですね。
- 加藤会長 はい。どうぞ。
- 平栗委員 北側にビルが結構連立していると思うんですが、ここに住宅などは入っているのでしょうか。オフィスビルだけなのか、もしくは一部住宅に供されるようなものが入っているのかお教えいただけますでしょうか。
- 事務局 建物のすぐ道路北側が2階建て程度の店舗が何店か並んでおります。お住まいかどうかはちょっと分かりませんが、1階が全て飲食店やお店になっておまして、可能性があるとしたらそのあたりに少しあるのかなとは思いますが。
- 平栗委員 わかりました。そんなに低いイメージがなかったので、どうだったかなと思って。
- 事務局 あとは、高層マンションが建っております。
- 平栗委員 この中に建っているんですか。
- 事務局 うめきたの北のほうに建っています。
- 平栗委員 変更届出書の39ページの周辺見取り図にある、ここに載っている範囲だと住宅というのは特になんということですか。
- 事務局 先ほど申しあげました2階建て程度の店舗、騒音の地点Dのところだけが唯一お住まいの可能性あるかなということですが。
- 平栗委員 今回騒音の予測高さが全て1.2メートルでそろえられていたもので、都市部の中でそれが妥当なのかどうかというのがちょっと疑問に思った次第です。一般的にはもちろん1.2メートルですが、高層の建物に人が住んでいるのであれば、やっぱりその高さにあわせてやったほうがいいのかなと思ったのですが、ただ、2階建てしか面していないということであれば問題ないかと思えます。

- 事務局 北側出口につきましては、3階建ての店舗兼住居の各階の予測結果のうち、1階が一番予測値が高かったというように聞いております。
- 平栗委員 なるほど。駐車場にしてるからそれで上の設備騒音はカットされてるということですね。
- 事務局 そうですね。屋上がかなり高いので。
- 平栗委員 屋上より高いレベルに住宅があるわけではないということですね。わかりました。ありがとうございます。
- 加藤会長 確認ですけれども、住宅の可能性があるとといった場合には一番騒音が高く出る、その地点で予測していただいているわけですが、人が住んでない場合や人が住んでないと思われる場合は、一般的に高さ1.2メートルということとされておられるということでしょうか。
- 平栗委員 用途が不明なビルというのがかなり多いと思いますので、住む可能性があるのであれば、そういう地点も対象に予測するというのが誠実かなと思います。
- 加藤会長 なるほど。そういう意味では可能性のあるところについては誠実にやっただいただいているということですね。
- ほかに。よろしいでしょうか。
- それでは、この案件につきましては委員の皆様からご意見・ご質問をいただきましたが、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっておるということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりたいと思いますが、事務局から説明のありました附帯意見3点ですね。これを附帯意見として申し添えたいと考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 加藤会長 ありがとうございます。
- それでは続きまして、議事(1)の②「(仮称)ドラッグコスモス御幣島店」の新設に関する届出内容等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 「(仮称)ドラッグコスモス御幣島店」の新設について、ご説明いたします。
- 本件は、JR東西線御幣島駅から北西約900メートルの西淀川区御幣島五丁目9番外1筆に、小売店舗を新設するとして届出があったものです。
- 店舗面積は1,351平方メートルで、設置者、小売業者ともに株式会社コスモス薬品となっております。主として販売する物品は医薬品です。用途地域は工業地域。平成31年1月28日に届出があり、新設予定日は令和元年9月29日となっております。
- 敷地周辺の状況ですが、まず、計画地全体を北西方向から見たものでございます。
- 次に、東側道路を南方向に見たときの写真でございます。
- 同じく、東側道路を北方向に見た写真でございます。
- 次に、北側道路を西方向に見た写真です。
- 同じく、北側道路を東方向に見た写真です。
- 次に、西側道路を南方向に見た写真です。

同じく、西側道路を北方向に見た写真です。

次に、南側を東方向に見た写真です。

同じく、南側を西方向に見た写真です。

次に施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

駐車場は41台が確保されています。また自動二輪車が5台、駐輪場が91台でそのうち原付が5台設置されております。荷さばき施設が32平方メートル、廃棄物保管施設は保管容量合計11.6立方メートル設置されております。

以上、施設配置に関してまとめた表となります。

次に、「施設の運営方法に関する事項」についてご説明いたします。小売店舗の開閉店時刻ですが、午前9時から午後10時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前8時30分から午後10時30分までとなっております。駐車場の出入口は敷地西側に1カ所、荷さばきを行うことができる時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場の出入口及び搬入車両の出入口の周辺の状況といたしまして、敷地の西側にあります出入口付近の写真ですが、この出入口の前の道路より、左折イン、左折アウトとなっております。

次に、届出書の「添付書類の概要」についてご説明いたします。

建物は地上2階建てとなっております。店舗面積は1階に23平方メートル、2階に1,328平方メートルで合わせて1,351平方メートルです。

次に駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると41台となります。

これに対し届出台数は41台となっております、指針の必要駐車台数を満たしております。

来客の自動車の来店経路・退店経路はご覧のとおりです。なお、交通量調査の地点1、2、3において、開店後の交差点飽和度は全て基準の0.9を下回っております。

続いて、騒音関係についてですが、騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ご覧のとおりです。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は、店舗周囲4方向に設定しており、各地点の周辺写真はご覧のとおりです。

まず、西側の予測地点A。次に、北側の予測地点B。次に、東側の予測地点C。次に、南側の予測地点D。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果そして夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はいずれも環境基準を満たしております。

また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が6.5立方メートル、それに対しまして、保管容量合計11.6立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

す。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。

お手元に「大阪市意見(案)について」をお配りしておりますが、届出書の縦覧及び住民等意見書の受付については、平成31年2月8日から令和元年6月10日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、本届出に関して、本市関係局等で構成します大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目において、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しております。市意見案につきまして「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、附帯意見案といたしまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること、との取りまとめを行っております。

以上でございます。

○加藤会長　ありがとうございます。それでは、この案件につきまして委員の皆様からご意見・ご質問を頂戴したいと思います。

ご質問・ご意見、いかがでしょうか。特にない、問題はないと皆様お考えなんではないでしょうか。それでは、この案件につきましては、特にご質問、ご意見はありませんでしたので、届出は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容となっておるということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりたいと考えますが、事務局から説明がありました附帯意見3点ですね。これを附帯意見として申し添えるということで審議会としては意見を有しないということで、お決めいただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長　ありがとうございます。

それでは続きまして、議事(1)の③「浪速道頓堀ビル」の新設に関する届出内容等につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局　それでは、「浪速道頓堀ビル」の新設について、ご説明いたします。

本件は、Osaka Metro なんば駅から約180メートルの中央区道頓堀1丁目13番4、13番7にあります戎橋商店街北入口に接する6階建ての建物で、既に1,000平方メートル以下の小売店舗が営業しておりますが、新たに2階と5階部分で小売業を行うことによりまして、店舗面積が1,000平方メートルを超えるため、今回大店立地法としては新設として届出があったものでございます。

店舗面積は1,969平方メートルで、設置者は浪速振興株式会社、小売業を行う者は株

式会社関西TSUTAYA、ほかは未定となっております。主として販売する物品は生活雑貨品等です。

用途地域は商業地域、平成31年1月28日に届出がありまして、新設予定日は令和元年9月29日となっております。

敷地周辺の状況ですが、まず、計画地全体を北西側から写した写真です。

次に、北側道路を東から西に見た写真です。北側がかに道楽のビルになります。

同じく、北側道路を西から東に見た写真です。

次に、東側を北から南方向に見た写真です。

次に、西側道路を南方面に見た写真です。

同じく、西側道路、戎橋筋商店街になりますが、こちらを南から北方面に見た写真です。

次に、建物に隣接します南側を東方向に見た写真です。

次に施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

駐車場は、隔地駐車場でアムザ1000の立体駐車場に20台設置されております。

駐輪場は建物6階に90台設置されております。

また、廃棄物等保管施設は、建物地下1階に6.9立方メートル、1階南西側に6.9立方メートルで合わせて13.8立方メートル設置されており、荷さばき施設は、建物1階北側に24平方メートル設置されております。

以上、施設配置について、まとめたものでございます。

次に、「施設の運営方法に関する事項」についてご説明申しあげます。

小売店舗の開店時刻ですが、午前8時から翌午前4時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前7時30分から翌午前4時30分までとなっております。駐車場の出入口として、隔地駐車場に出入口が1カ所設けられています。荷さばき場におきましては、荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午前8時までとなっております。

駐車場ですが、出入口周辺の状況といたしまして、出入口付近の写真の前の出口前の道路から、左折イン、左折アウトとなります。

続きまして、搬入車両の出入口ですが、こちら出入口正面から出入口前、北側の道路から、右折イン、左折アウトとなっております。御堂筋のほうに出ていく形となっております。

次に、届出書の「添付書類の概要」についてご説明申しあげます。

建物は地下1階、地上6階建てとなっております。店舗面積は地下1階に344平方メートル、1階に311平方メートル、2階に341平方メートル、3階に361平方メートル、4階に309平方メートル、5階に303平方メートルの合計1,969平方メートルです。

続きまして、駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると20台となります。

これに対しまして届出台数は20台となっております。指針の必要駐車台数を満たしております。

また、来客の自動車の来店・退店経路は次のとおりでございます。

また、交通量調査の地点A、Bにおいて、開店後の交差点飽和度は全て基準の0.9を下回っております。

続いて、騒音関係についてご説明いたします。騒音発生源となる施設設備の稼働時間をご覧のとおりでございます。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は、店舗周囲4方向4地点に設定しており、各地点の周辺写真はご覧のとおりでございます。

まず、北側の予測地点A。次に、東側の予測地点B。次に、南側の予測地点C。次が、西側の予測地点Dとなっております。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。

また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が9.15立方メートル、これに対しまして、保管容量合計13.8立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成31年2月8日から令和元年6月10日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、本届出に関して、本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきまして「意見なし」との取りまとめを行っております。ただし、附帯意見案としまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること、との取りまとめを行っております。

以上でございます。

○加藤会長　ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

○吉川委員　新設ということですが、ビル自体が別に新築じゃないですね。

○事務局　はい。大規模小売店舗に当たるような店舗面積を有しておられなかったのですが、今回、5階部分ですとか、これまで使用されていなかった部分を店舗として使われるに当たって1,000平方メートルを超えるので、届出をされたということになります。

- 吉川委員 わかりました。それまではオフィスか何か、要するに店舗以外に使っていたのでしょうか。
- 事務局 もしくは、飲食店が入っていました。
- 吉川委員 わかりました。ありがとうございます。
- 加藤会長 はい。どうぞ。
- 川崎委員 これまで大店ではなかったということでちょっと駐輪場のところでひっかかったのですが、つけ焼き刃の駐輪場だなというのがすごく感じられます。実際駐輪場として使われるだろうかと気になります。
- 事務局 もともと設置はされていたようですが、今は休止されているようです。大店になるに当たってこの6階にご案内するという形になります。
- 川崎委員 ご案内ということで理解いたしました。
- 事務局 実際はエレベーターを使って6階まで自転車を運ぶことになります。
- 川崎委員 屋上じゃないのですね。6階で屋内ということですか。
- 事務局 屋内です。
- 佐藤委員 いずれにしても、エレベーターを使って上がるということで、ほかの来客者と共用されると、いろいろな事故が起きたりしますので、エレベーターを使って自転車を上階まで上げるというのは今後も認めていく予定なのでしょうか。
- 事務局 共有されているエレベーターとはお聞きしています。今後も認めていくかというのはここでは私どもで回答できないんですが、大阪市内のこういったビルが密集している地域において、駐輪場を確保ということになりますと、どうしてもこういう形を認めざるを得ないのではないかというふうには考えます。
- 加藤会長 懸念があったということですが。
- 事務局 これまでにも事例はございます。適切に誘導されていれば道路上に駐輪されずに、少しでも交通渋滞、交通上の緩和には役立つというふうに考えております。
- 吉川委員 スライドの7ページを出してください。このイラストが書いてあるところ、シャッターか何か閉まっているけど、そこを突き抜けたところあたりにエレベーターがあるんですか。矢印があるところから入って、何かイラストの裏に回り込んでエレベーターに乗るということですかね。
- 事務局 そうですね。この奥がエレベーターになっています。その奥に非常階段というようになっております。
- 吉川委員 非常階段が、こっちやね。
- 事務局 その横の奥に入っていく通路、その先にエレベーターがありまして、それで6階へ上がっていただいて駐輪するという形です。
- 加藤会長 先ほどご質問があった、一般のお客さんがこのエレベーターと一緒に利用するという事なのか、それとも専用なのかというのはどうでしょうか。
- 事務局 併用とお聞きしております。
- 加藤会長 併用ですか。
- 事務局 エスカレーターは別にあります。

- 加藤会長 要するに、ここにしかエレベーターがないということなのですね。
- 事務局 そうですね。ここだけです。
- 加藤会長 ご意見をどうぞ。
- 高比良委員 すみません。併用とお聞きしたんですが、車椅子の方なんかもご利用可能な仕様になっているのでしょうか。
- 事務局 申し訳ございません。エレベーターの中まではちょっと調べておりません。
- 吉川委員 ただ、平面図のところに福祉対応型と書いてはいますけど。よくあるのは、ボタンが低くなってるものです。
- 平栗委員 門外漢なので、ちょっと的外れかもしれないですけど、今のご議論に関連して1階平面図を見てみますと、駐輪場への動線と店舗面積の網掛けしている部分が重なっているのです。要するに、店舗としての営業区画を自転車が通るということになっていると思うのですが、素人ながら違和感を覚えます。例えばエスカレーターのように店舗面積に積算されていない状態であれば主にここは自転車が通る場所とみなすことができるのかなと思うのです。何か伺っているようであればお教えいただけますでしょうか。
- 加藤会長 1階の平面図を見たらわかりやすいのですかね。ここでいうと14ページですか。
- 平栗委員 そうですね。今見せていただいている右上に青い矢印が下に向かっていって、それが自転車の動線、駐輪場への動線というふうに書いてあるのです。それと、店舗面積の網掛け部分が重なっているわけですね。何かこれが少し不自然かなというふうに思います。
- 事務局 車椅子にしろ、自転車にしろ実際に通路として使う以上はここに陳列は不可能かと思いますが、今店舗側としては最大の面積を入れてこられているのかなというように理解いたします。ここに物を陳列されて通行が阻害されることにはならないと考えております。
- 平栗委員 実際にはエレベーターに向かう通路になっていると思うので、何か陳列してということはないと思うんですが。今からここを変更するというよりは何かこう、附帯意見としてそういう文言を入れていただくのがいいのかなというふうに思いますが。
- 加藤会長 附帯意見ないしは口頭で確認することになりますね。
動線からするとこの北からエレベーターに向かって入ってきているということですね。先ほど説明していただいた様に、エレベーター前というのはこの動線になっているということですね。
この点につきましては口頭で確認して、適切な措置を取っていただくということでよろしいですね。
ほかに、関連も含めてご意見・ご質問を頂戴したいと思います。
- 柳原委員 ちょっとお伺いしたいんですけど、隔地駐車場ですが、以前から営業しているので、車でのお来店はあったのかなかったのか、その辺、今までは大店にかかってないので、特に駐車場を設置する必要がなかったのでしょうか。その辺、実績というところ設置者はお持ちなのではないでしょうか。

- 事務局 特に実績値は確認させていただいてはおりません。
- 柳原委員 今回20台というのは大店にかかるので、とりあえず別のところで20台確保しましたということですね。この周知というのはどこでどのようなこととする予定にされているのでしょうか。
- 事務局 届出の中では店舗ホームページや店舗の敷地内において、駐車場位置を掲示しますという形で届出がなされております。
- 加藤会長 よろしいですか。
- 柳原委員 はい。
- 加藤会長 ほかに。よろしいですか。先ほどの口頭で利用者の安全、これについてご意見いただきましたので、これは後ほど中身について確認したいと思います。
- ほかに、ご質問、ご意見よろしいですか。
- それでは、この案件につきましては、委員の皆様からご意見をいただきましたが、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容となっておるということで、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして、事務局から提案がありました附帯意見とそれから口頭での確認を申し添えることとします。内容としては駐輪場への誘導経路が売り場面積と重複しているということで利用者の安全について支障が出る恐れがあると。それからエレベーターの利用についても自転車の利用者によって他の利用者の安全が損なわれる恐れがあるので、この点についてくれぐれも安全上の対策をしていただきたいということを設置者に口頭でご確認いただくということでよろしいでしょうか。
- それでは、先ほどの事務局からの附帯意見、それからただいま申しあげました口頭での確認ですね。これを附帯意見ということで申し添えたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 加藤会長 ありがとうございます。それでは、「当審議会における意見を有しない」ものとして、附帯意見並びに口頭での確認をしていただくということにしたいと思います。続きまして、議事(1)の④「(仮称)デイリーカナートイズミヤ花園店」の新設に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、「(仮称)デイリーカナートイズミヤ花園店」の新設について、ご説明いたします。
- 本件は、Osaka Metro 四ツ橋線花園町駅前から5メートルの西成区花園南1丁目2番4号に小売店舗を新設するとして届出があったものです。
- 店舗面積は2,398平方メートルで、設置者は株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメント、小売業者はイズミヤ株式会社となっております。主として販売する物品は食料品、日用品、生活雑貨です。用途地域は商業地域となっております。平成31年2月28日に届出があり、新設予定日は令和元年10月29日となっております。
- 敷地周辺の状況としまして、まず、計画地全体を北西側から写したものです。次に、北側道路から東方向への写真です。

同じく、北側道路から西方向の写真です。

次に、東側道路から南方向への写真です。

同じく、東側道路から北方向の写真です。

次に、南側道路から西方向の写真です。

同じく、南側道路から東方向への写真です。

次に、西側道路から北方向の写真です。

同じく、西側道路から南側方向への写真です。

次に施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

駐車場は隔地駐車場を1カ所使用いたします。隔地駐車場11台のうち、来客用として9台を確保しています。

自動二輪車は建物東側に2台設置されます。駐輪場は、建物西側及び東側に、原付5台を含む43台、南に隣接するビルの屋上隔地駐輪場に43台で合計86台設置されております。荷さばき施設は建物東側に66平方メートル設置されております。廃棄物等保管施設は建物東側に2カ所、保管容量は合計19.8立方メートル設置されております。

以上、施設配置をまとめたものになります。

次に、「施設の運営方法に関する事項」についてご説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、午前7時から翌午前2時となっております。来客用の隔地駐車場利用時間帯は24時間となっております。駐車場の出入口は、駐車場の北側と東側に出入口がございます。また、荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時まででございます。

駐車場の出入口周辺の状態ですが、まず東側の出入口は、前の道路を左折イン、左折アウトとなっております。

同じく隔地駐車場の北側出入口ですが、北側出入口の前の道路から左折イン、左折アウトとなっております。

荷さばき施設は敷地内にあり、その搬入口の出入口付近の写真です。出入口前の道路より左折イン、右折アウトとなっております。

次に、届出書の「添付書類の概要」についてご説明いたします。

建物は地上2階建てとなっております、店舗面積は1階に1,196平方メートル、2階に1,202平方メートルの合計2,398平方メートルです。

駐車場における必要駐車台数ですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると9台となります。

これに対し届出台数は9台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。

また、来客の自動車の来退店経路は次のとおりになります。交通量調査の地点1、2、3において、開店後の交差点飽和度は全て基準の0.9を下回っております。

続いて、騒音関係について申し上げます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、次のとおりです。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は、店舗周囲4方向5地点設定してありまして、各地点の周辺写真はご覧のとおりでございます。

まず、北側の予測地点A。次に西側の予測地点B。次に南西側の予測地点C。次に南東側の予測地点D。次に東側の予測地点E。

続きまして、隔地駐車場の北西側の予測地点F。次に隔地駐車場南側の予測地点G。同じく、隔地駐車場北側の予測地点Hとなっております。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。

また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たしております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量11.18立方メートルに対して、保管容量合計19.8立方メートルと保管容量を確保しています。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成31年3月15日から令和元年7月16日までの4カ月間行いましたところ、1通の意見書の提出がございました。お手元の「(仮称)デイリーカナートイズミヤ花園店の新設の届出に対する住民意見書の概要」をご覧ください。

意見の概要としましては、駐輪に関するものとなっております。Osaka Metro 花園町駅及び国道26号、北側市道は不法駐輪が多くなる。2メートル以上セットバックして鍵付駐輪を設置すべき。これに対し、設置者からの意見書に対する回答書をご覧ください。回答としまして、「開業時や繁忙時など状況に応じて交通誘導員を配置し、路上駐輪の抑止や歩行者の安全確保に努めます。また敷地のセットバックは難しいですが、課金式駐輪場について検討しています」との回答を得ています。

なお、本届出に関しまして、本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要や交通関係、騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、附帯意見案としまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適切な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。特に交通誘導員を配置させるなど、周辺への路上駐輪の抑止に努めることということで、意見書に対する回答を踏まえた点を加味した取りまとめを行っているところでございます。

以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして、ご意見・

ご質問を頂戴したいと思います。どうぞ。

- 白委員 駐車場の利用時間帯につきまして、届出事項のところの3ページには利用時間帯は午前6時30分から翌午前2時30分までって書いてあるのですが、このパワーポイントの17枚目のところが24時間というように書いてあって、どっちが正しいんでしょうか。
- 事務局 申し訳ございません。届出書の方が正しいということになりますので、午前6時30分から翌午前2時30分ということになります。この駐車場自体の営業時間24時間ですが、こちらの大規模小売店舗としての届出は午前6時30分から午前2時30分となります。
- 白委員 わかりました。
- 加藤会長 駐車場自体は24時間使えるということですね。だから、イズミヤの利用部分とそれから一般利用部分が一緒になっているということですね。
- 事務局 全体で11台のうちの9台を大規模小売店舗用として届出しているということです。
- 加藤会長 この時間外に利用したことによって、周辺住民にとって何か不都合が発生した場合にはそれ相応の措置を取っていただかないといけないということになると思います。よろしいですか。はい。どうぞ。
- 柳原委員 自転車に関してですが、住民からも違法駐輪が多いのでというような意見がありました。それで、駐輪場の位置を見ると、屋上階に35台と8台。これは、両方ともこの新花園ビルの屋上階になるのでしょうか。また、この屋上階っていうのは一体、何階にどうやって上がるのかということをちょっと教えてください。さっきのお話じゃないけど、エレベーターで上がってわざわざここに停めるのか、なかなか停めないのではと考えると、違法駐輪をさらに増やしてしまいかねないような計画のような気がしますので、そのあたりちょっと教えていただければと思います。
- 事務局 この新花園ビルというのもイズミヤの研修施設になっておりまして、既にこの屋上階に社員の方が一部駐輪場として、エレベーターを使って利用されておる状況でございます。そこを今度は新たに来客用に設けるという形になっております。
- 柳原委員 屋上っていうのは何階にあるんですか。
- 事務局 3階建ての屋上という形で、イズミヤとの間の道路からビルに入りエレベーターで上がる形になります。
- 柳原委員 ちょっと細かいですけど、エレベーターは自転車は何台ぐらい乗って、何基ぐらいあるのかという、要は使い勝手がどうなのかということところはちょっと懸念されるような気はしますが、大丈夫でしょうか。
- 事務局 実際のところ、平面ほど使い勝手はよくないかと思いますが、既に今時点で社員の方が使っておられる。全体では百数十台置けるよう屋上階に駐輪場を設置されているようで、そのうちの43台を今回新設店舗分として届け出るという計画でございます。
- 平栗委員 エレベーターは多分2基。
- 事務局 2基です。

- 柳原委員　ありがとうございます。一応、住民意見にもありましたように、交通整備員等で極力道路沿いに駐輪しないよう呼びかけるような対策を取ってもらえるようお願いできたらと思っております。それと、駐車台数に関してですが、一応指針に沿って計算されているので問題はないと思うのですが、若干9台で本当に大丈夫なのかという、先ほどの道頓堀が20台に対して、こっちは国道26号沿いで、車で来店される方も多いかと思うのですが、そのあたり9台に足りない場合、どのような対策をするのか、もし考えておられるなら、そのあたりをお伺いしたいのですけれども。
- 事務局　今のところ指針台数を満たしているということで、これ以上はちょっと我々も確認してないのですが、東側は南海線の高架になっていまして、その下にも民間の駐車場が一部あり、その東側道路沿いにも一部民営の駐車場があったりはいたします。イズミヤの割引券が出るかまでは確認できておりませんが、状況としては近隣に幾つか小さな駐車場は営業されている状態でございます。
- 加藤会長　ということは状況を見て、もし駐車台数が足りないようであれば、現在の9台という専用駐車場プラス何台かを確保するというような指導ができるということでしょうか。
- 事務局　駐車場があふれるという状況であれば改善を求めることとなります。
- 加藤会長　よろしいですか。
- 吉川委員　その9台を専用で確保するということは今のコインパーキングから仕組みを変えるということですか。
- 事務局　イズミヤ専用として借り上げると聞いております。
- 吉川委員　2台は一般のままですか。別にだめという話じゃなくて不思議だなと。こういうフラップがあるコインパーキングをイズミヤ専用として無料ですということは、9台分はイズミヤの、何かこうカウンターでもらった駐車券を通すとかするというのでしょうか。
- 事務局　例えば2時間であれば無料になるとかそういうようなやり方をされるんですが、2台は従業員や業者の方が使われるような形にすると。イズミヤとしては11台分あるのですけれども、お客様用としては9台確保するというように聞いております。
- 吉川委員　それならわかります。はい。わかりました。
- 加藤会長　一定のスペースをきちっと確保しているという感じなんですね。はい。わかりました。ほかにいかがでしょうか。先ほどの駐輪場については、もうよろしいですか。この際、いろいろ意見は言っていたらいいと思うのですが。
- 佐藤委員　指針を満たしているのであれば、これ以上は言えないことだと思いますけども、ビルの屋上も従業員の方がエレベーターを使って上がっていくというのと、ここは一般のお客さんが使わないだろうと感じます。大きな荷物を抱えてエレベーターに乗って、自分の自転車のところまで行くっていうのはあまり予想できないので、どうしてもこの図で見ると26号沿いのこの20台しかない平面駐輪場がいっぱいになって、歩道にはみ出していくという状況が想定されるので、ここは警備員が東側も含めてうまく分散するように誘導していただくということを加えていただければと思います。

- 加藤会長　　今まではどこに駐輪場があったんですかね。
- 川崎委員　　イズミヤの本部が近くなので、しょっちゅう行っていたところなのですが、お店の前に自転車を置いていました。
- 加藤会長　　地下鉄の出入口付近のところとか？
- 川崎委員　　常々、自転車は整理されています。買い物客は、車での来店は少ないと思います。
- 加藤会長　　今までは、衣料品も売ってましたんでね。そういう意味ではちょっと広域だと思うんですけど、これもデイリーカナートでもう、スーパーマーケットになるということであれば、近隣の方が自転車で来られる、その可能性のほうが大きいですよ。皆さん、委員の皆さんは非常にこの駐輪場の確保、あるいは駐輪場の運営・運用について、随分ご心配されてると思うのですが。事務局のほうもそれを懸念されていて、附帯意見のところはその部分については追加されていると思うのですが、いろいろ意見を言っただけであれば附帯意見だけでなく、口頭でも設置者側に対して要望できますので。よろしいですか。そうすると、附帯意見としては先ほどの最後の3番のところ、特に交通誘導員を配置するなど周辺への路上駐輪の抑止に努めることとなっています。先ほどは配置するだけじゃなくて適切に誘導するなどというように佐藤委員はおっしゃっていたんですけど。
- 佐藤委員　　屋上の駐輪場まで行ってもらえるよう配置された人が確実に誘導してもらえれば、と思います。
- 加藤会長　　配置するだけではなくて、適切に誘導するという言葉を入れるぐらいでよろしいですか。
- 吉川委員　　誘導員は仕事が誘導ですよ。
- 加藤会長　　そうですね。もっと強い何か表現というのがあればですけども、適切に誘導するというのは既に交通誘導員の中に含まれているということであればこのままで結構です。余り附帯意見そのものについてはこだわってないということで、いかに安全といいますか、違法駐輪が周辺にいっぱいにならないような適切な運用というのを望んでいるということとはよくわかります。
- 高比良委員　　この駐輪場についてですけども、この新花園ビルは道を挟んで前になっているのですが、駐輪場を設置する場所っていうのは何か規定というか、その店舗から何メートル以内とかそういうルールっていうのはあるのでしょうか。1キロも離れていたら多分停めないと思いますし、多分何かあるのでしょうかね。
- 川崎委員　　先ほどネットで店舗状況を確認したら、やっぱり今までは歩道に自転車を停めている状態で、それよりは今回の方が駐輪場をちゃんと確保されているので綺麗になると思います。今までは本当に歩道のところに整理して停めてらっしゃった状態です。
- 加藤会長　　実際に問題が出た場合は、どういうことになりますか。
- 事務局　　対応、改善をお願いするということになります。
- 加藤会長　　具体的に言うと違法駐輪ですよ。違法駐輪でその道路があふれかえりますよと。

- 事務局 イズミヤの来客の違法駐輪かというのは分かりません。
- 加藤会長 わかりませんよね。
- 事務局 駐輪場の設置場所なんですけれども、条例では敷地内もしくは当該施設の敷地からおおむね50メートル以内ということで設置が認められております。今回は、場所としては5メートルぐらい。通路を挟んで南側にビルが建ってまして、その上です。
- 平栗委員 入口からの距離を考えると、結構ありますよね。
- 事務局 条例上は施設又は敷地からの距離という表現なんです。
- 加藤会長 縦方向の移動もね、距離に入るとすると結構ありますね。
- 事務局 3階部分なんで10メートル弱。
- 平栗委員 結構ありますよね。
- 加藤会長 商店街の中の空き店舗を使うという、そういう確保の仕方可能性としてはあるのですよね。要するに台数としては確保されているけれども、例えばそれは屋上であるとか、垂直距離が非常に長かったりして利用できない、あるいは利用者が不便を感じるようであれば、使われないのではないかとということですよ。
- そうすると、当然違法駐輪というのも増えるということを懸念されているわけですよ。その辺が附帯意見のところはこれでよいとしても、委員のご意見としてはその部分についてかなり議論が集中して懸念が表明されたというのは口頭でくれぐれも伝えていただき、事前に何らかの適切な対応をしていただければこれはありがたいということになるんですかね。要望ですかね。
- 事務局 附帯意見はこのままでよろしいですか。
- 加藤会長 附帯意見、よろしいですか。
- 事務局 先ほどの適切に誘導ということで。
- 加藤会長 いかがでしょうか。
- 事務局 附帯意見を強調させていただいた上で、我々からも口頭でも意見要望という形で申し伝えさせていただいたほうがよろしいでしょうか。
- 加藤会長 よろしいですか。附帯意見については、これでよろしいですか。特に交通誘導員を配置するなどですけれども。
- 事務局 先生方のご意見でご提案いただいて結構でございます。
- 加藤会長 これだと既にある場所を有効、適切に活用すると。こういうイメージですけど、そもそも適切に、例えば駐輪場の場所を確保するというところを入れるかとかですよ。
- 平栗委員 駐輪場の定義からすると、やっぱり新花園ビルの屋上ってというのはどうも違和感があるというか。例えば北東側の入口からいくと、恐らく60メートルぐらい歩かないといけないですね、建物の入口まで。かつそこから建物の中に入ってエレベーター乗って屋上まで上がって駐車するって5分どころではないですよ。そうすると、本当にここがきちんと機能するのかわかるかというのが非常に疑わしいような気がするんです。皆さんが疑問に感じているところがそこだとまさに思いますので、もう少しそこを具体的に掘り下げるような附帯意見としてもいいのかなというふうには思います。じゃあ、具体的にどうしろって言われるとちょっとないんですけど。

- 事務局 場所と台数は条例上、法的には満たされているということで担当部署と協議されています。
- 平栗委員 満たしていると判断した基準というのは店舗の敷地からの距離ですよね。それは直線距離で。
- 事務局 敷地の端っこであっても。
- 平栗委員 そうですよ。どこでもいいってことですよ。それは恐らくその付近に入口があるという前提で書かれている文言だと思うのですよね。なので、徒歩で5分でしたっけ。
- 事務局 50メートルです。
- 平栗委員 50メートルというのを書かれてると思うのですよね。その50メートルが満たされていないということは、やはり余りよくない。これ50メートル以上ありますよね。建物の図面見ますと、建物配置図及び1階平面図ですね。縦方向の建物の長さが36メートルですね。この36メートルというのが恐らくこの縦移動にかかる距離っていうのは、そこからさらに横移動みたいになってくると、14メートル以上あるのですよね。なぜかという、建物の一番西側からちょっと真ん中へこんでますよね。へこんでるところまでの距離が大体15メートル、16メートル以上になります。なので、50メートルは超えますね。ということは、そこからさらに敷地に入ってエレベーターで移動してとなると満たされていないのじゃないのかなという気が少ししました。
- 事務局 敷地からという敷地の一番近くからという理解かと思うのですが、実態として先生がおっしゃっているようにエレベーターを待つ時間も含めていろいろ時間がかかるとか、距離的に遠いというのはあると思いますが、法的には一応満たされているという前提で、どこまで要望なり意見を伝えられるかということになってまいります。
- 平栗委員 なるほど。となると、やはり附帯意見としてこの隔地駐輪場をきちんと効率的というか、きちんと使ってもらおうというように言うしかないということですね。うまい表現が出ませんが。
- 加藤会長 文言については、いろいろご意見をいただければ、また事務局とも相談させていただきたいと思うのですが、先ほどの附置義務条例の中の定義といいますか、それが委員会としては疑問が提起された。確かに形式上はそういうふうなルールというか、文言になっているのかもしれませんが、実質それがうまく機能しないと意味がないわけですので、その辺ももし機会があれば附置義務条例の文言自体を検討する際にぜひ一度ご議論いただければと思いますね。
- 問題はどんどん大きくなってきていますけれども、でもこの手の駐輪場っていうのは非常に重要だと思いますので、委員の皆さんの懸念というのは非常によくわかります。先ほどのご意見だと隔地駐輪場についてという言葉を使うかどうかですね。
- 結局いろいろな問題が出た場合には速やかに適切に関連機関と協議の上、措置を取りなさいというのが大体の常識ですけどね。ある意味で予測できないというか、責任のない表現となっているんですけど。
- 吉川委員 誘導という単語が二つ入りますけど、附帯意見をもう少し、例えば特に交通

誘導員を配置するなど適切な隔地駐輪場への誘導と周辺への路上駐輪の抑止に努めることぐらいに。正確な文言は会長が決めていただければいいんですが、こういう形でしか、やむを得ないとは思いますがね。

○加藤会長 特にとこのところの以降で、特に隔地駐輪場の運用については交通誘導員を配置して適切に誘導し、周辺への路上駐輪の抑止に努めることと。問題があった場合には関連機関と調整して速やかに適切な措置を講じられたいと、いうことぐらいですかね。いろいろ皆さん懸念されていることっていうのは、口頭で設置者に伝えるということによろしいですか。

○事務局 そうでしたら、会長と口頭内容を確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○加藤会長 ほかに。よろしいですか。

この案件につきましては、皆様からいろいろなご意見を頂戴しましたが、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっておりますということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりますが、事務局から説明がありました附帯意見3点、これを申し添えるとともに先ほどからご議論いただいております口頭での確認ですね。これもあわせるということで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長 文言については任せていただくということで。異議なしということのお声も出ましたので、「当審議会における意見を有しない」ものとして、附帯意見を申し添えるということにしたいと思います。

以上で、市長から依頼のありました、店舗面積の増の変更案件1件、新設案件3件についての調査審議は終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますが、文書内容等については、ご一任いただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長 それではご一任いただき、必要な手続を行ってまいりたいというふうに思います

それでは、これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。審議会は閉会とさせていただきます。どうも、ご協力ありがとうございました。

○事務局 会長、どうもありがとうございました。委員の皆様方には本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。これをもって本日の審議회를終了いたします。

この後、事務連絡をいたしますので、傍聴者の皆様は、ご退出をお願いいたします。

閉会 午後3時18分